

○事 件 簿 規 則

第1条 事件簿は、帳簿式（バインダー式帳簿を含む）のものをもって調整する。

第2条 会員は、次に掲げる事件の嘱託を受けたときは、前条の事件簿に所定の事項を記載する。

- (1) 登記に関する申請手続
- (2) 供託に関する申請手続
- (3) 審査請求の手続
- (4) 裁判所及び検察庁に提出する書類の作成

第3条 会員は、公共嘱託登記事件の嘱託を受けたときは、前条の事件簿とは別冊の事件簿に所定の事項を記載する。

第4条 会員は、次に掲げる事件（乙号事件）の嘱託を受けたときは、第1条に定める事件簿に記載することを要しない。ただし、受託年月日、件名、嘱託人の氏名を適宜の帳簿に記録する。

- (1) 登記簿又は附属書類の閲覧（ただし、登記の申請に際して行なう閲覧を除く）
- (2) 登記簿の謄本、抄本、各種証明書の交付申請

第5条 会員は、事件を受託するに至らなかった場合の相談（相談料を適用した相談）については、相談を受けた年月日、相談者の氏名を適宜の帳簿に記録する。

附 則

この規則は、新会則施行の日から施行する。（昭和42年12月15日）

附 則

昭和50年6月25日第4条新設等改正 同年7月1日施行